

## あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証実施要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、外国人材の受入れ及び活躍を積極的に促進し、事業所の成長・発展、ひいては地域経済の活力向上に寄与する事業所を本市が「あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所」として認証し、広く周知を図ることで、当該事業所を顕彰し、市内事業所の人材確保及び定着に資するとともに、地域における共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業所

企業、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、団体及び個人事業主をいう。ただし、従業員を雇用していない場合を除く。

(2) 外国人材

外国籍を有する者で、現に事業所で雇用されている者をいう。ただし、資格外活動許可(※)の範囲内で当該事業所に雇用されている者、特別永住者及び在留資格が「外交」又は「公用」の者を除く。

※ 現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け  
る活動を行おうとする場合に必要な許可をいう

### (認証の名称)

**第3条** この要綱による認証は「あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証」と称する。

### (認証対象者)

**第4条** あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証（以下、「認証」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 申請日の属する年度の4月1日現在、1年以上尼崎市に事業所が所在していること

(2) 申請日時点において、外国人材を1名以上雇用し、安心・安全に働くことができる就業環境づくりのほか、外国人材の能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めるなど外国人材の定着促進に取り組んでいること

(3) 市税を滞納していないこと

- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 4 号、第 5 号又は第 7 号のいずれにも該当していないこと
- (5) 労働関係法令並びに出入国関係法令等を遵守していること
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものではないこと

#### （認証の申請）

**第 5 条** 認証を受けようとする事業所は、あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所エントリーシート（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書（発行後 6 箇月以内のもの。個人事業主の場合は本人確認書類（有効期限内かつ申請日前 6 箇月以内のもの）
- (2) 外国人雇用の際し、労働施策総合推進法に基づきハローワークへの届出が義務付けられている外国人雇用状況の提出書類等の外国人雇用の状況がわかる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 1 号に掲げる書類については、写しでの提出も可能とする。

#### （認証の決定）

**第 6 条** 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、認証書（様式第 2 号）を交付する。なお、認められない場合はその理由をあまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所不認証通知書（様式第 3 号）にて通知する。

#### （協力）

**第 7 条** 市長は、認証事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 市の各種広報媒体における認証事業者による外国人材活躍促進の取組事例の掲載
- (2) 外国人材の活躍・共生社会実現に向けた市の普及啓発活動等への参画
- (3) その他市長が必要と認める事項

#### （認証の明示・認証マークの表示）

**第 8 条** 前条の規定により認証を受けた認証事業者は、認証の事実を明示することができる。また、認証の周知に係る活動にも明示することができる。

2 別に定める認証マークの扱いは前項に準ずる。

3 認証の明示及び認証マークの使用に要する費用は、認証事業者の負担とする。

(認証要件変更の届出及び報告)

**第9条** 認証事業者は、次の第1号から第2号に掲げる事項に変更が生じた場合又は第3号及び第4号に該当する場合は、あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証要件変更・報告届(様式第4号)に変更・報告内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 第2条に定める事業所でなくなったとき
- (4) 第4条各号のいずれかの要件を満たさなかったとき

(認証の取り消し)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) 認証事業者より認証の取り消しの届け出があったとき
- (3) 不正な認証の明示があったとき
- (4) その他認証を取り消すべき事由が生じたとき

2 市長は、虚偽・偽りの申請により認証を受けたことが明らかになったとき、又は本認証制度に対する信頼を著しく失墜させる行為を行ったときは、前項の規定に関わらず、直ちに認証事業者の受けた認証の取り消しを行い、再度の認証申請も拒否することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づき認証を取り消した場合は、その旨を該当者にあまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証取消通知書(様式第5号)にて通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により認証を取り消された事業者は、遅滞なく市長へ認証書を返納するとともに、認証マークの使用を中止しなければならない。

(実施の細目)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月24日から実施する。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月12日から実施する。